

第8 安心して質の高い医療の確保等のための施策の推進

医療に対する国民の信頼を高め、安全で安心な医療が提供されるよう、医療安全対策を総合的に推進するとともに、医療のIT化や、医師の臨床研修制度の円滑な推進等を図る。また、救急医療の充実など質の高い効率的な医療提供体制の構築を図るとともに、医療保険制度の安定的な運営を確保する。

また、SARS等の感染症対策の充実を図るとともに、肝炎対策、エイズ対策等を推進する。

1 安心して質の高い医療提供体制の充実 498億円(537億円)

(1) 医療安全対策の総合的推進 13億円

○ 診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業(新規) 1億円

医療の質と安全性を高めるため、医療機関から診療行為に関連した死亡等の調査依頼を受け付け、法医学者・病理学者合同で解剖を実施するとともに、専門医による事案調査も実施し、それらの結果に基づき、因果関係及び再発防止策を総合的に検討するモデル事業を実施する。

○ 医療事故に関する情報の収集・分析・提供事業の推進 1.1億円

医療事故の発生予防・再発防止のため、「第三者機関」において医療機関等から幅広く事故に関する情報を収集し、これらを総合的に分析した上で、その結果を医療機関等に広く情報提供する事業の充実を図る。

○ 医薬品表示コード化による医療事故防止対策の推進 40百万円

医薬品の名称や外観の類似により生じる製品取り違えの医療事故を防止するため、医薬品コード表示に必要なコード体系データベースを整備する。

(2) 救急医療の充実をはじめとする地域医療の確保 363億円

救急医療体制の計画的かつ体系的な整備を図るため、救命救急センター等の整備を進めるとともに、災害時に迅速な派遣が可能な災害派遣医療チーム(DMAT^{ティーマット})の研修を実施する。

へき地・離島の診療所とへき地医療拠点病院等を結ぶテレビ会議システム等を整備するとともに、医療機関を退職した医師に対し、再就業のための再教育を行い、へき地・離島の診療支援体制の整備を図る。

(3) 医療のIT化の着実な推進 10億円

電子カルテシステムの普及を図るため、地域の中心的役割を果たしている医療機関にWeb型電子カルテシステムを導入し、セキュリティを確保したインターネットを介して、周辺の連携医療機関が電子カルテの活用を図るネットワークを構築するための事業等を行う。

(4) 質の高い看護の提供 113億円

○ **訪問看護ステーション多機能化に向けた検討（新規）** 1.3億円

患者が訪問看護ステーションに通所し、集中的に効率的な看護の提供を受ける「通所看護」機能などの訪問看護ステーションの多機能化に向けた検討を行うなど、訪問看護事業の拡充を図る。

○ **新人助産師に対する医療安全推進モデル研修事業（新規）** 78百万円

医療安全の確保に向け新人助産師に対し、十分な教育体制（専任の指導者等）と研修プログラムに基づき研修を実施する医療安全推進モデル研修事業を行う。

2 新臨床研修制度の円滑な推進	200億円（188億円）
------------------------	---------------------

○ **医師臨床研修の推進** 182億円

平成16年度より必修化された医師臨床研修について、引き続き、適切な指導体制の下での研修を実施するため、研修を行う病院に対し、必要な支援を行う。

○ **歯科医師臨床研修の推進** 11億円

平成18年度からの歯科医師の臨床研修必修化に向け、所要の準備を進める。

3 感染症・疾病対策の推進	1,839億円（1,801億円）
----------------------	-------------------------

(1) 感染症対策の充実 76億円

○ **動物由来感染症対策の推進** 1.8億円

「動物の輸入届出制度」の施行に向けて、検疫所における届出の受理・審査体制を整備するほか、制度の普及啓発、電子申請システムの開発等を行い、動物由来感染症対策の推進を図る。

○ **新興・再興感染症対策に関する研究の推進** 19億円

SARS、新型インフルエンザ等の診断法・治療法など、新興・再興感染症に関する研究を推進する。

- (2) 肝炎対策の推進 51億円
C型肝炎等緊急総合対策に基づき、老人保健事業における肝炎ウイルス検診など各種健康診査の場を活用した肝炎ウイルス検査の実施、肝炎ウイルス感染者に対する保健指導や肝炎に関する正しい情報提供等を引き続き実施するとともに、特に肝炎・肝硬変・肝がん等の予防及び治療法の研究について一層の推進を図る。
- (3) 移植対策の推進 27億円
○ 臓器移植対策の推進 5.2億円
臓器移植に対する理解を深めるため、公共広告機構の協力を得て、テレビ、新聞等のメディアを活用した普及啓発の一層の推進を図る。
○ 造血幹細胞移植対策の推進 1.8億円
既存の骨髄ドナー登録者の意識啓発を図るとともに、ドナー登録窓口体制の充実により、骨髄ドナー登録者の確保を図る。また、より移植に適した細胞数の多いさい帯血の確保を図る。
- (4) 難病対策の推進 1,115億円
難治性疾患に関する調査・研究の推進により、治療法等の確立と普及を図るとともに、難病相談・支援センター事業等の充実により、地域における難病患者の療養生活支援の一層の推進を図る。
- (5) ハンセン病対策の推進 468億円
ハンセン病療養所入所者の療養を確保するとともに、退所者に加え、ハンセン病療養所に入所歴のない者の社会生活に対する支援を新たに行う。また、ハンセン病資料館の拡充など、ハンセン病に関する正しい知識の啓発普及の充実を図る。
- (6) エイズ対策の推進 87億円
エイズ発生動向を踏まえ、青少年や同性愛者等に対する啓発普及や、大都市における休日・夜間の検査・相談体制を充実する。また、平成17年7月に我が国で開催予定のアジア・太平洋地域エイズ国際会議を支援する。
- (7) リウマチ・アレルギー対策の推進 11億円
リウマチ、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギーなど免疫アレルギー疾患の病因・病態の解明、治療法の開発等の研究を推進するとともに、正しい情報の普及啓発を図る。
- (8) シックハウス対策の推進 3.6億円
シックハウス症候群の原因分析、診断・治療法の研究等を活用し、関係省庁と連携しつつ、総合的な対策を推進する。